

福岡県立精神医療センター太宰府病院
運営評価報告書
〔 対象年度 平成 2 7 年度 〕

平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会

目 次

福岡県立精神医療センター太宰府病院の運営評価について

1	評価の対象期間	1
2	評価の方法	1
3	事業実績に対する評価	2
	参考資料	8

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会名簿	14
----------------------------	----

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会設置要綱	15
------------------------------	----

福岡県立精神医療センター太宰府病院の運営評価について

福岡県立精神医療センター太宰府病院（以下、「太宰府病院」という。）は、平成17年4月に指定管理者制度を導入し、一般財団法人医療・介護・教育研究財団を指定管理者に指定している。

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、太宰府病院における管理の適正化、良質な精神医療の提供及び経営健全化に資することを目的として、その運営について評価を行った。

1 評価の対象期間

今回の評価は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間を対象とした。

2 評価の方法

評価項目について事前に審議し、「病院の管理運営」、「医療機能」、「経営の健全化」の3つの視点から評価することとした。

具体的には、指定管理者から平成27年度事業の実績についての報告を受け、以下の評価項目・評価対象ごとに各種指標を参考にして、各委員からの意見を取りまとめ、本運営評価報告書を作成した。

評価項目	評価対象
I 病院の管理運営に関する事項	1 病院組織の管理運営に関すること 2 患者の権利と安全確保、患者サービスに関すること 3 医療の質に関すること
II 医療機能に関する事項	4 急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関すること 5 身体合併症患者の受入れに関すること 6 社会復帰の促進に関すること 7 その他公的医療の実施に関すること 8 研究・研修・教育活動の充実に関すること
III 経営の健全化に関する事項	9 長期収支計画の目標達成に関すること

3 事業実績に対する評価

評価項目	評 価
I 病院の管理運営に関する事項	病院組織の管理運営に関することについては、病院の理念・基本方針、規程・マニュアルの見直しと周知徹底を図っている。また、検査機器を計画的に更新したほか、電子カルテの稼働による業務の効率化と適正な情報管理に取り組んでいる。 患者の権利については、権利と責任に関する具体的な内容が明文化されており、院内外への周知が図られている。 患者の安全確保、患者サービスに関することについては、迅速な情報の共有と事故防止策の作成や事故後の対応を一元的に行う医療安全管理室を設置し、医療安全管理体制の強化を図っている。また、院内会議やアンケートを実施し、接遇の改善や待ち時間の短縮などの療養環境の整備に努めている。 医師及び看護師は充足し、それ以外の医療従事者も診療実績の向上に伴い増員しており、医療の質の向上に努めている。
II 医療機能に関する事項	急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関することについては、措置入院、緊急措置入院患者等の受入れ、治療を積極的に行っている。精神科救急システムの中でも救急患者、重症患者を積極的に受入れており、拠点・専門病院としての役割を果たしている。 身体合併症患者の受入れに関することについては、結核隔離病床を設置し、適切な医療を提供している。 社会復帰の促進に関することについては、デイホスピタルや訪問看護の実施、保健福祉(環境)事務所等の関連団体との情報交換及び患者家族会の活動の支援に取り組み、地域と連携し社会復帰に向けて積極的に取り組んでいる。 刑務所等矯正施設の長からの措置患者など、地域の医療機関で処遇が困難な患者の受入れや、医療観察法に基づく精神鑑定や通院受入れを行っている。 研究・研修・教育活動の充実に関することについては、精神科研修医の受入れ、看護師等医療従事者の実習生の受入れ及び看護学校や研修会への講師派遣を行い、研究発表にも取り組んでいる。
III 経営の健全化に関する事項	長期収支計画に基づき、減価償却費等を除く医業収支を9年連続で均衡させており、経営状況は順調である。 収入確保のための取組としては、地域の医療機関との連携強化により患者確保に取り組んでおり、訪問看護件数は看護師と精神保

	健福祉士等多職種による訪問実施により増加している。 経費削減のための取組としては、業務委託や備品、消耗品、薬剤、診療材料の入札又は複数見積による価格交渉力の強化、在庫管理の徹底による費用の抑制が図られている。
--	--

それぞれの評価項目、評価対象についての詳細な意見・評価は次のとおりである。

I 病院の管理運営に関する事項

I - 1 病院組織の管理運営に関すること

病院の理念については、病院関係者や患者家族にも浸透している。平成22年度に定めた基本方針を見直し、平成27年4月に新たな基本方針を制定し、職員への周知や患者・家族、地域住民への理解を図っている。

病院運営の基本となる各種規程・マニュアルが整備され、必要に応じた見直しが行われており、その内容の周知徹底が図られている。

職員に対する教育・研修の実施について、院内研修の計画的な開催のほか、院外研修及び学会への参加も計画に基づき行われている。

業務の効率化に向けた取組みについては、老朽化した検査機器を計画的に更新し、検査精度の向上を図るとともに、電子カルテの稼働により効率的に診療記録を行い、情報管理委員会を立ち上げ、適正な情報管理に取り組んでいる。

I - 2 患者の権利と安全確保、患者サービスに関すること

患者の権利と責任に関する周知については、「患者の権利と責任」を院内に掲示するほか、広報誌やホームページに掲載して患者や職員へ周知を図っている。

患者の安全確保対策については、医療事故の迅速な情報共有と事故防止策の作成や事故後の対応を行う医療安全管理室を設置しており、医療安全管理体制の充実を図っている。また、火災及び自然災害への対策としてマニュアルの整備や消火・避難訓練等が実施されている。

患者サービスについては、院内会議や職員及び患者アンケート

を実施し、接遇の改善や待ち時間の短縮などの療養環境の整備に努めており、更なる患者サービス向上のための取組が望まれる。

I - 3 医療の質に関すること

必要な医師、看護師等の確保について、常勤医師（１１人）、常勤看護師（１３８人）は平成２６年度の配置数を上回り、その他の医療従事者も診療実績の向上に伴い増員しており、医療の質の向上を図っている。

（表１）

定期的な症例検討会の実施や専門研修の受講により診療技術の向上に努めている。また、各種研修会を実施し、診療の標準化を図るクリニカルパスの導入や、看護力の自己評価を行うなど、診療の質の向上に努めている。

適切な診療・看護の記録については、診療録管理・保管マニュアルが作成されており、電子カルテを導入し、情報管理委員会を立ち上げ、情報管理の適正な運用に取り組んでいる。

II 医療機能に関する事項

II - 4 急性期を中心とした良質な精神医療の提供に関すること

措置入院、緊急措置入院、応急入院、鑑定入院患者の受入れ・治療については、平成２７年度の入院患者数７４０人のうち措置入院１５人、緊急措置入院１５人、応急入院２４人及び鑑定入院８人の計６２人と積極的に受入れを行っている。

福岡県精神科救急医療システム（※）における拠点・専門病院としての患者の受入れ・治療については、システムによる入院患者数４５４人（うち福岡ブロック２０９人）のうち３６人を太宰府病院で受入れており、平成２６年度の４４人（システムによる入院患者数４５７人、うち福岡ブロック１８１人）から減少しているものの、システムの中での役割を果たしている。

（表２）

また、各月の患者数のうち、平均在院日数１２５．３日（平成２６年度１２４．０日）、再入院率（前３ヶ月間に入院歴がある患者数の割合）（１９．７％）、入院患者残留率（２６年度の６月に入院した患者のうち、２７年度６月１日時点で入院している

患者の割合）（３．８％）は、類似県立病院と比較して遜色ないと言える。

精神科救急病棟の平均在院日数は、５８．５日（２６年度５９．４日）で、前年度より短くなっており、急性期を中心とした良質な精神医療を提供していると言える。

（表３、４、５、６）

※ 福岡県精神科救急医療システム

夜間及び休日昼間の時間帯において、救急の患者に対する迅速かつ適切な医療及び保護を行うことを目的として、福岡県が北九州市、福岡市と共同で運営している。情報センターが、本人、家族、消防、警察、保健所からの電話相談を受け付け、入院又は診察が必要と判断した患者を、当番病院で受け入れる。当番病院での対応が困難な場合、拠点・専門病院が協力する。

Ⅱ - ５ 身体合併症患者の受入れに関すること

結核を合併した精神障害者に対しては、県の要請により結核隔離病床６床を設置し、適切な医療を提供している。

Ⅱ - ６ 社会復帰の促進に関すること

平成２７年度のデイホスピタル利用延人数（１０，７５７人）、デイホスピタル修了率（２７年度登録者数に占める修了者の割合）（２２．７％）、訪問看護実施延人数（５，９３３人）と類似県立病院と比べ、社会復帰に向けて積極的な取り組みが行われていると言える。

（表７、８、９）

県医師会、県精神科病院協会などの関連団体、保健福祉（環境）事務所、県精神保健福祉センター、県児童相談所等との連絡会議等に定期的に参加し、情報交換を密にしている。

Ⅱ - ７ その他公的医療の実施に関すること

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第２６条に基づく通報による措置患者や他の精神科病院等からの依頼患者など、民間病院で処遇が困難な患者の受入れを行っており、平成２７年度の実績は１０人であった。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく精神鑑定や通院受入れを行っている。

Ⅱ - 8 研究・研修・教育活動の充実に関すること

平成 27 年度は新研修医制度における精神科研修医を 5 病院から 10 人受入れている。

看護師等医療従事者の実習生の受入れ及び看護学校や研修会への講師派遣の協力状況は、受入れ 295 人、派遣 66 件である。

研究業績に関することについては、平成 27 年度の学会発表が 9 件となっている。今後更なる研究発表の取組が望まれる。

Ⅲ 経営の健全化に関する事項

Ⅲ - 9 長期収支計画の達成に関すること

指定管理者は県との協定により長期収支計画（平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間）に基づき毎年度の収支目標を設定している。

民間医療機関との連携強化による患者確保など収入確保のための取組として、患者紹介率の向上を図っており、退院後のデイホスピタル利用延べ人数は 10,757 人、訪問看護実施延べ人数は 5,933 人と増加している。この数値は類似県立病院と比較しても高く、地域との連携強化による患者確保に努めていると言える。

（表 7、9、10）

急性期治療については、A1・A2 病棟の 70 床で救急・急性期治療に取り組んでおり、救急・急性期病棟の病床利用率は 88.1%と平成 26 年度の 93.3%より減少している。

（表 6）

全体の病床利用率が減少したことから、平成 27 年度の入院患者数は延べ 93,218 人と前年度の 93,276 人から僅かに減少している。この結果、医業収入は 2,077 百万円と当初目標額 2,139 百万円に対し 62 百万円下回った。

経費節減のための取組としては、業務委託や備品、消耗品、薬剤、診療材料の入札や複数見積による価格交渉力の強化、ジェネリック薬品の採用促進、在庫管理の徹底などにより費用の抑制が

図られており、その結果、医業費用は2,206百万円と当初見込額の2,300百万円に対し94百万円下回った。

医業費用に対する医業収入の割合（医業収支比率）は当初見込93.0％に対し、実績は94.2％と見込みを上回っている。

なお、決算額の医業費用には、現金の支出を伴わない減価償却が含まれており、これを除く医業収支は9年連続して黒字化を達成しており、経営状況としては、順調であると評価できる。

（表11）